

**70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託に係る
企画提案競技実施要項の内容等に関する回答書**

令和4年5月18日

埼玉県産業労働部人材活躍支援課シニア活躍支援担当

70歳雇用制度導入アドバイザー派遣業務委託に係る企画提案競技実施要項の内容等に関する質問について、下記のとおり回答します。

記

| 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|----------------------|---|---|
| 1 委託業務の内容（アドバイザーの派遣） | (1) 提出したアドバイザー名簿に変更が生じた場合について ア アドバイザーの変更は認められますか。 | 委託業務の実施に支障がないと考えられる範囲であれば変更が認められます。 |
| | イ 認められるとしてどのような手続が必要ですか。 | 事前に御連絡をいただき、変更後の名簿を提出していただきます。 |
| | (2) アドバイザーが訪問する際に社会保険労務士個人の名刺を渡すことは可能ですか。 | 可能です。 |
| | (3) アドバイザー自身の社会保険労務士としての顧問先を派遣先としても良いですか。 | 問題ありませんが、仕様書（案）の4（1）イに御留意ください。 |
| 2 委託業務の内容（成果目標） | (1) 取組を進めている企業等の割合が5割以上とありますが、「取組を進めている」と判断する基準は何ですか。 | アドバイザーを派遣した結果、派遣先企業等が仕様書様式2（案）「70歳雇用制度導入アドバイザー派遣結果報告書」の「4今後の展開」の取組内容①～⑥のいずれかに該当する場合、「取組を進めている」と判断します。 |
| | (2) 5割に満たなかった場合、ペナルティがありますか。 | ペナルティはありませんが、受託者には成果目標の達成に向けて最大限の努力を求めます。 |
| 3 委託料 | (1) アドバイザーに支払う報償費の額は、任意に設定することは可能ですか。また、報償費に「取組を進めている」企業勸奨が出来た場合、アドバイザーに対して訪問費とは別に成功報償費を設定することは可能ですか。 | 可能です。 |

| | | |
|--------------|---|---|
| | <p>(2) アドバイザー対象に知識の向上・平準化を図るため、研修会を実施したいのですが、計上は可能ですか。</p> <p>(3) アドバイザーが助成金申請の手続をした場合、申請の手続報酬や就業規則の改正報酬を委託料の中から支給することは可能ですか。</p> | <p>可能です。</p> <p>仕様書（案）の4（2）イにおいて、「アドバイザーの業務」を次のとおりとしています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「企業等が70歳以上まで働ける制度を導入するよう働きかけるとともに、適切なアドバイスを実施する。また、70歳雇用確保助成金制度、シニアの活躍の場の拡大事業など埼玉県が実施する他の事業に関する情報について、企業等訪問の際などに提供する。</p> </div> <p>本委託業務において、アドバイザーが助成金申請の手続を行うことや、就業規則の具体的な改正作業・手続を行うことは想定していません。そのため、これらの行為に対する報酬を委託料から支払うことはできません。</p> |
| <p>4 その他</p> | <p>企業からの問い合わせに対応するために特定の電話回線を用意する必要がありますか。</p> | <p>企業側の混乱を避け、委託業務を円滑に実施する意味から、原則として通常の業務用とは別の電話回線を設けることとします。別回線を設けない場合は、その理由や具体的な運用方法を企画提案書に記載してください。</p> |